

公認会計士・税理士 加藤隆博事務所 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 1 月 1 日～平成 31 年 12 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

< 対策 >

平成 26 年 1 月～ 制度に関するパンフレット等(年金事務所、ハローワーク等)の資料を職員に配布し情報提供を行う。

目標 2：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日以上とする。

< 対策 >

平成 26 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。

平成 26 年 8 月～ 夏季有給休暇の利用を促進するよう朝礼で職員に周知する。

目標 3：地域の子供のインターンシップの受け入れを行う。

< 対策 >

地域の中学校及び高校から依頼があれば積極的に受け入れる。